

越谷市 農地利用最適化推進委員募集要項

1 任期 令和 9 年 4 月 2 7 日（火）以降で農業委員会が委嘱した日から
令和 1 2 年 4 月 2 6 日（金）まで （3 年間）

2 募集人数 1 3 人（おおむね農地面積 1 0 0 ヘクタールに 1 人）

【担当区域表】

区域名	区域名（町名）	人数
1 区	大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、大字平方、平方南町、千間台東一～四丁目、大字弥十郎、大字大吉、大字向畑、大字北川崎、大字大杉、大字大松、大字船渡、弥栄町一～四丁目	3 人
2 区	大字花田、大字増林、大字増森、大字中島、東越谷一～十丁目、中島一～三丁目、増林一～三丁目、増森一～二丁目、花田一～七丁目、大字西方、相模町一～七丁目、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町六～八丁目、東町一～三丁目、東町五丁目、流通団地一～四丁目、西方一～二丁目、レイクタウン一～九丁目、大沢、大沢一～四丁目、東大沢一～五丁目	4 人
3 区	宮本町一～五丁目、神明町一～三丁目、谷中町一～四丁目、七左町一丁目、七左町四～八丁目、大間野町一～五丁目、新川町一～二丁目、新越谷一～二丁目、伊原一～二丁目、川柳町一～五丁目、大字蒲生、瓦曾根一～三丁目、南越谷一～五丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生西町一～二丁目、蒲生一～四丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、蒲生茜町、南町一～三丁目、越ヶ谷、越ヶ谷一～五丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、東柳田町、元柳田町、赤山町一～五丁目、宮前一丁目、赤山本町	2 人
4 区	大字恩間、大字大竹、大字大道、大字三野宮、大字恩間新田、大字袋山、大字大林、大字大房、千間台西一～六丁目、大字野島、大字小曾川、大字砂原、大字南荻島、大字西新井、大字北後谷、大字長島、北越谷一～五丁目	4 人

3 身分 特別職の地方公務員（非常勤）

4 報酬 月額 5 0, 0 0 0 円

5 主な業務

- ◆毎月 1 回開催される農業委員会総会に出席し、付議される議案（農地の権利移動の許可等）に関し、必要に応じて意見を述べる

- ◆担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に関する業務
 - ◆農地利用最適化の推進に関する指針に対する意見を述べる
 - ◆農業委員と連携して違反転用の指導や農地パトロールなどの現場活動
 - ◆農地の現地確認や調査、農地の所有者などからの相談活動など
 - ◆農業委員会等が開催する会議及び研修会への参加
- ※推進委員は、活動内容を月毎に記録し、越谷市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

6 資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人。担当区域内的の農地の耕作状況や所有状況等に精通する人。ただし、次のいずれかに該当する人を除きます。

- (1) 破産手続き開始決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者
- (4) 法令により推進委員と兼職ができない人

7 募集手続

所定の様式に必要事項を記入のうえ添付書類を添えて、郵送又は持参により、越谷市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、提出していただいた書類につきましては、返却できません。

- (1) 農業者等3人の連名による推薦の場合（個人推薦）・・・第1号様式
- (2) 法人その他の団体による推薦の場合（団体推薦）・・・第2号様式
- (3) 応募の場合・・・第3号様式

※様式につきましては越谷市ホームページからダウンロードできます。

また、越谷市農業委員会事務局及び各地区センターで配布しています。

8 添付書類

推薦を受ける人や応募する人が越谷市外在住の場合は、本籍地が記載された、発行後3か月以内の住民票の写し

※必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

9 募集期間 令和8年9月10日（木）から令和8年10月9日（金）

※郵送の場合は、10月9日（金）必着となるよう投函してください。

※持参する場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況により、募集期間は延長する場合があります。延長する場合は、募集期間の最終日以降に越谷市ホームページでお知らせします。

10 推薦及び応募状況の公表

募集期間中及び期間終了後に、越谷市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする人（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける人又は応募する人の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受ける人又は応募する人が農業委員にも推薦又は応募しているか否か
- (6) 推薦をし、又は応募する区域

11 選考方法

越谷市農業委員会において、提出していただいた書類や関係法令を基に審査し、必要に応じて面接等を行います。

12 選考結果の通知

選考結果については、令和9年2月中に、推薦者（ただし、個人推薦の場合は代表者に限る。）、推薦を受けた人、応募した人全員に書面をもって通知します。

※電話やメールなどによる選考結果に関するお問合せにはお答えできません。

13 委嘱

農地利用最適化推進委員候補者になった人は、令和9年4月27日（火）以降の農業委員会総会で委嘱します。

14 注意事項

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦され又は応募することができます。この場合、農業委員の選定手続きを先行します。農業委員に選定されなかった場合、農地利用最適化推進委員の手続きを行うことになります。
なお、両方の委員を兼ねること、他市町村の委員と越谷市の委員を兼ねることはできません。
- (2) 複数の担当区域に推薦・応募ができますが、委嘱するのは1区域です。
- (3) 推薦・応募・面接等に係る経費については、全て各自の負担となります。
- (4) 推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行うことがあります。

15 問合せ先

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市農業委員会事務局（越谷市役所第三庁舎4階）

直通電話 048-963-9279

FAX 048-963-9175

